

平成28年（ワ）第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら 谷口 稜暉 外117名

被告 国

口頭弁論要旨－準備書面（1）について

（本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り）

2017（平成29）年2月27日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 森永正之

原告らは、準備書面(1)において、本件権利侵害の構造と国の答弁書の対応の誤りについて主張しています。

これから、その要旨について説明をします。

【国の答弁書における対応の概要】

国の答弁書における対応は、大きく分けて二つです。

一つ目は①違憲性の部分、二つ目は②権利侵害に関する部分です。

まずは、①違憲性の部分です。これについては、添付の「主張整理表（新安保法制違憲国賠長崎訴訟）」をご覧ください。黄色で塗っている部分になります。

違憲性の部分については、一見して分かるように、国は、集団的自衛権の行使に関しても、後方支援活動の実施に関しても、全て「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」との対応を取っています。

次に、②権利侵害に関する部分です。これは、同じく添付の「主張整理表（新

安保法制違憲国賠長崎訴訟)」をご覧ください。緑で塗りつぶしている部分になります。

権利侵害については、「否認ないし争う」とした上で、「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない」と主張し、主張自体失当であるから本件請求は棄却されるべきとの主張です。

【国の主張が意味するところ】

結局のところ、国の主張が意味するところは、新安保法制法の違憲性の議論を回避し、原告らの権利侵害ないし被害及び損害を否定して、原告らの主張の内容に正面から対応せずに済まそうとするものです。

しかしながら、国のこのような答弁書における対応は不適切です。

このことについて、制定過程における批判に対する政府の対応、そして、私たちが主張する権利の内容と違憲性との二つの観点から述べます。

【制定過程における批判】

思い出してみてください。この新安保法制の制定過程においては、学者のみならず元内閣法制局長官や元最高裁長官から憲法9条に反するという批判がなされました。

例えば、衆議院憲法審査会において、自民党推薦の参考人として出席した憲法学者の長谷部教授は、集団的自衛権の行使を容認する新安保法制法案は違憲であり、後方支援活動等も外国の軍隊の武力行使と一体化するおそれが極めて強いとの意見を述べましたし、別の教授は、7. 1閣議決定以降の一連の政府の動きを憲法の基本原理を壊すものであるとして、クーデターと表現しています。

また、山口繁元最高裁判所長官も「集団的自衛権を有しているが行使はせず、専守防衛に徹する。これが憲法9条の解釈です。その解釈に基づき、60余年間、様々な立法や予算編成がなされてきたし、その解釈をとる政権与党が選挙の洗礼を受

け、国民の支持を受けてきた。この事実は非常に重い憲法9条についての従来の政府解釈は単なる解釈ではなく、規範へと昇格しているとし、集団的自衛権の行使を認める立法は違憲である。」旨述べています。

さらに、大森政輔内閣法制局元長官も、「集団的自衛権の行使は、憲法9条の下で許容できる余地はないとし、集団的自衛権の行使を閣議決定できるとすることは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えた措置である。そして、集団的自衛権を行使すれば、今度は我が国に対して攻撃の矛先を向けてくるのは必定であり、集団的自衛権の抑止力以上に、他国間の国際紛争に、我が国が巻き込まれる危険を覚悟しなければならない。また、周辺事態法の後方支援における弾薬の供与や戦闘準備中の戦闘機の給油なども一番典型的な武力行使の一体化の事案」であると指摘し、違憲である旨述べています。

このように憲法学者のみならず、元最高裁長官や元内閣法制局長官も意見であると批判していました。

これに対し、政府はどのように対応してきたでしょうか。

元内閣法制局長官の発言等は無視し、元最高裁判所長官の発言については「私人であるからコメントしない」と述べました。学者の意見に対しては、政府・与党側は学者の声は「憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではない。」と述べました。

いずれも相手にしないという態度です。

しかし、逆に言えば、「憲法の番人である最高裁」の判断は仰ぐということです。また、当時の首相補佐官は最高裁の違憲判断を受けた場合には法律を改正するしかないと述べています。

是非、堂々と正面から反論してください。いわゆる裁判的技法である等述べて逃げることは許されません。

【私たちが主張する権利の内容と違憲性】

私たちは、新安保法制法の違憲性の強さ（違憲・違法性の重大さ、侵害態様の深

刻さ)が平和的生存権や人格権の具体的権利性や機能に影響してくるのですから、新安保法制法の違憲性の判断を避けて通ることはできないと考えています。

ですから、国は、「否認ないし争う」とした上で、「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない」と述べるだけでなく、集団的自衛権の行使を認めた新安保法制法の合憲性を積極的に説明すべきです。併せて、この新安保法制を支える立法事実についても説明すべきです。政府は閣議決定において、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応するために、憲法解釈を変更し、新安保法制が必要としていますが、これは逆に言えば、政府の理解のよれば安全保障環境が緊張感を増しているのですから、政府の理解によっても平和的生存権等が認めなければならないとなるのではないのでしょうか。

この準備書面は、そのような観点から、本件権利侵害の構造と国の答弁書の対応の誤りを述べるものです。

今回、平和的生存権の主張を準備書面(2)で行いましたが、今後、人格権や憲法改正決定権に関する主張も行います。

国の反論をお待ちするとともに、裁判所におかれても適切な訴訟指揮を執っていただくことを希望します。

以上